

運転記録証明助成制度に関する実施要綱

平成20年4月 1日制定
平成22年5月12日改正
平成25年4月 1日改正
平成27年3月20日改正
平成28年3月18日改正
令和2年3月19日改正
令和4年11月28日改正
(公社)熊本県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人熊本県トラック協会（以下「協会」という。）に所属する会員事業所に勤務する乗務員の無事故・無違反等の運転記録証明の取得促進を図り、運行管理上の安全対策に資することを目的とする。

(証明書の種類)

第2条 自動車安全運転センター熊本県事務所が発行する次の証明書を対象とする。

- (1) 無事故・無違反証明書
- (2) 運転記録証明書（5年、3年、1年）

(助成金額)

第3条 発行手数料のうち、1人あたり次の金額を助成する。

- (1) 無事故・無違反証明書 670円
- (2) 運転記録証明書（5年、3年、1年） 670円
- (3) 申請数の上限については、前年度9月末の協会費の車両割りの台数（以下、車両台数）をもとに、熊本県内において、Gマークを取得している事業者については車両台数の1.2倍（小数点以下切捨て）、Gマークを取得している事業者以外は、車両台数の1.1倍（小数点以下切捨て）の人数を上限とする。
- (4) ただし、協会が行う無事故チャレンジ運動のために取得する証明書については、(3)の申請上限を設けないものとする。

(助成金の交付)

第4条 自動車安全運転センターからの証明書発行数に基づく請求を受けて、自動車安全センターへ支払うこととする。

(予算額)

第5条 当該年度における交付金予算の範囲内での実施とする。

(実施期間)

第6条 当該年度4月1日～翌年3月15日までとする。

附則 この要綱は、令和5年4月1日より適用する。